

<特定転貸事業者等の違反行為に対する監督処分の基準（案）に関するパブリックコメントに対する主なご意見とそれに対する考え方>

※計3の個人・団体より、3件のご意見をいただきました。

※ご意見のうち標記の内容に関わるものについてのみ、「主なご意見」として整理を行っております。

※ご意見のうち標記の内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

NO	該当箇所	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	—	悪質な特定転貸事業者をしっかりと監督することは、善良な事業者との差別化につながり、家主や入居者が善良な事業者を判断しやすくなると考えられる。それは、賃貸住宅の賃貸人・入居者の利益保護になるとともに、善良な特定転貸事業者のためにもなると考えられる。	賛成のご意見として承りました。